

令和元年 12 月
浜田市議会定例会議議案

令和元年 12 月 2 日

令和元年 12 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 68 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 69 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 議案第 72 号 浜田市三階山森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例の制定について
- 議案第 74 号 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 75 号 弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）
- 議案第 77 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター）
- 議案第 78 号 指定管理者の指定について（浜田市世界こども美術館創作活動館）
- 議案第 79 号 指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館）
- 議案第 80 号 指定管理者の指定について（石央文化ホール）
- 議案第 81 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅デイサービスセンター）
- 議案第 82 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）
- 議案第 83 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 84 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 85 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 86 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 87 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 88 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 89 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 90 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 91 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 92 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）

- 議案第 93 号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）
- 議案第 94 号 工事請負契約の締結について（旭支所庁舎耐震改修・複合化工事）
- 議案第 95 号 工事請負契約の議決事項の変更について（平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事の変更契約）
- 議案第 96 号 市道路線の認定について（石見南 66 号線）
- 議案第 97 号 美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 98 号 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 99 号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 7 号 浜田市農業委員会委員の任命について
- 同意第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 25 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議案第 68 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜田市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 27 条第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 29 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 33 条第 6 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

(浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「、若しくは失職し」を削る。

(浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号及び第 8 号中「磁器ディスク」を「磁気ディスク」に改め、同条第 45 号中「第 44 号」を「第 48 号」に、「第 43 号」を「第 47 号」に改め、同条第 46 号中「第 44 号」を「第 48 号」に改め、同条第 47 号中「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条第 50 号中「第 48 号」を「第 52 号」に改め、同条第 52 号中「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条第 53 号中「第 51 号」を「第 55 号」に改め、同条第 55 号中「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削る。

別表第 9 第 3 項第 2 号中「(共用部分の床面積が 100 m²以内のものに限る。)」を削る。

別表第 10 第 3 項第 3 号中「(計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る共用部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が 100 m²以内のものに限る。)」を削る。

別表第 11 及び別表第 12 を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 11（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

| 区分 | 単位 | 手数料の額 |
|---|----|--|
| <p>1 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合</p> <p>(1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表及び別表第 13 において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第 13 までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第 13 までにおいて</p> | | <p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> |

同じ。)を有しないものをいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。)である場合

ア 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準(次表において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの

1件

224,000円(非住宅誘導基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表及び別表第13において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。)の提出がある場合にあっては、

| | | |
|---|-----|--|
| | | 10,000 円) |
| (イ) 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの | 1 件 | 357,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000 円) |
| イ 当該建築物の非住宅部分について省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準 (次表において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合 | | |
| (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300m ² 未満のもの | 1 件 | 86,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円) |
| (イ) 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの | 1 件 | 142,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000 円) |
| ウ 当該建築物の住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。別表第 13 において同じ。)(住宅部分のうち住戸の部分に限り、計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分) | | |

| | | |
|--|-----|--|
| <p>(以下この表及び次表において単に「住宅部分」という。)について評価を行う場合</p> | | |
| <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの</p> | 1 件 | <p>67,000 円 (住宅誘導基準適合証等 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関 (別表第 13 において「登録住宅性能評価機関」という。) が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号 (同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。) の提出がある場合にあつては、10,000 円)</p> |
| <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの</p> | 1 件 | <p>114,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000 円)</p> |
| <p>(2) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅 (非住宅部分を有しないものに限る。次表及び別表第 13 において同じ。) の場合</p> | | |
| <p>ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの</p> | 1 件 | <p>34,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000 円)</p> |
| <p>イ 床面積の合計が</p> | 1 件 | <p>37,000 円 (住宅誘導基準適合証等の</p> |

| | |
|--|--|
| 200 m ² 以上 500 m ² 以内のもの | 提出がある場合にあっては、5,000円) |
| 2 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合 | 申請建築物及び他の建築物について、1件ごとに前項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 |

別表第 12（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

| 区分 | 単位 | 手数料の額 |
|--|------------|--|
| <p>1 計画に記載されている建築物について変更する場合</p> <p>(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p> <p>ア 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(ア) 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2</p> | <p>1 件</p> | <p>変更する建築物について、1 件ごとに第 1 号ア又はイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>224,000 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000 円）</p> |

| | | |
|--|----|---|
| 分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡未満のもの | | |
| (イ) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの | 1件 | 357,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円） |
| イ 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 | | |
| (ア) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの | 1件 | 86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円） |
| (イ) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの | 1件 | 142,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円） |
| ウ 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合 | | |

| | | |
|---|------------|--|
| <p>(ア) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの</p> | <p>1 件</p> | <p>67,000 円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円)</p> |
| <p>(イ) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの</p> | <p>1 件</p> | <p>114,000 円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円)</p> |
| <p>(2) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> | | |
| <p>ア 計画の変更に係る床面積の合計が 200 m²未満のもの</p> | <p>1 件</p> | <p>17,000 円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)</p> |
| <p>イ 計画の変更に係る床面積の合計が 200 m²以上 500 m²以内のもの</p> | <p>1 件</p> | <p>19,000 円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)</p> |
| <p>2 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合</p> | | <p>追加する建築物について、1 件ごとに前項第 1 号又は第 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> |
| <p>3 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合</p> | | <p>変更する建築物について第 1 項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額</p> |

議案第 70 号

浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について

浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例

浜田市東公園運動施設条例（平成 17 年浜田市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 浜田市陸上競技場、浜田市野球場及び浜田市庭球場の表野球場の部に次のように加える。

| | | |
|---------|-----|-----|
| 電光掲示板施設 | 全画面 | 440 |
| | 半画面 | 330 |

別表第 2 スコアボード（インターホンを含む。）の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 71 号

浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例について

浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例

浜田市三隅老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 277 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 72 号

浜田市三階山森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について

浜田市三階山森林総合利用施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市三階山森林総合利用施設条例の一部を改正する条例

浜田市三階山森林総合利用施設条例（平成 17 年浜田市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条中「、若しくは第 6 条第 4 項」を削り、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

別表森林研修センターの項、総合案内所の項、炊事場の項及び便所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例の制定について

浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例

(目的及び設置)

第1条 生鮮水産物等を高度に衛生管理し、その流通の円滑化を図り、もって魚価の向上等による漁業の振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市浜田漁港水産物荷捌所（以下「荷捌所」という。）を浜田市原井町3050番地に設置する。

(管理)

第2条 荷捌所の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 荷捌所の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 荷捌所の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、荷捌所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開所時間及び休所日)

第4条 荷捌所の開所時間及び休所日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 市長は、前項本文の規定により指定管理者が開所時間及び休所日を定めるときは、これを告示するものとする。

(利用許可)

第5条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

（利用の制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、荷捌所の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

（特別設備等の制限）

第7条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第8条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第9条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

（損害賠償等の義務）

第10条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 74 号

浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、浜田市公共下水道事業の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、浜田市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区、計画処理区域等は、別表に掲げるとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項に規定する条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定

で、当該決定に係る金額が 100 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 市長は、下水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市特別会計条例の一部改正)

2 浜田市特別会計条例（平成 17 年浜田市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

(浜田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 公共下水道事業特別会計の令和元年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| 処理区 | 計画処理区域 | 計画処理人口 | 計画汚水量 |
|---------|--|--------|-------------|
| 浜田処理区 | 松原町の一部、殿町の一部、田町の一部、琵琶町、浅井町の一部、黒川町の一部 | 2,300人 | 1,200立方メートル |
| 国府処理区 | 国分町の一部、久代町の一部、下府町の一部 | 3,740人 | 2,200立方メートル |
| 旭処理区 | 旭町今市の一部、旭町丸原の一部、旭町木田の一部 | 1,600人 | 800立方メートル |
| 三保三隅処理区 | 三隅町岡見の一部、三隅町古市場の一部、三隅町湊浦の一部、三隅町西河内の一部、三隅町三隅の一部、三隅町向野田の一部 | 2,900人 | 1,600立方メートル |

議案第 75 号

弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について

弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例

弥栄村定住化推進に関する条例（平成3年弥栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表定住化住宅の部弥栄町木都賀イ 811 番地 24 の項及び弥栄町木都賀イ 811 番地 25 の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 76 号

指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

浜田市有料駐車場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|--|
| 施設の名称 | 浜田市有料駐車場 |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市港町 299 番地 17 名 称：浜田ビルメンテナンス株式会社 代表者：代表取締役 樫 山 陽 介 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 77 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター）

浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|--|
| 施設の名称 | 浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 78 号

指定管理者の指定について（浜田市世界こども美術館創作活動館）

浜田市世界こども美術館創作活動館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|---|
| 施設の名称 | 浜田市世界こども美術館創作活動館 |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 79 号

指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館）

浜田市立石正美術館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|---|
| 施設の名称 | 浜田市立石正美術館 |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 80 号

指定管理者の指定について（石央文化ホール）

石央文化ホールの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|---|
| 施設の名称 | 石央文化ホール |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 81 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅デイサービスセンター）

浜田市三隅デイサービスセンターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|---|
| 施設の名称 | 浜田市三隅デイサービスセンター |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市野原町 859 番地 1 名 称：社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 代表者：会長 大 谷 克 雄 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 82 号

指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

浜田市あさひやすらぎの家の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|-------|---|
| 施設の名称 | 浜田市あさひやすらぎの家 |
| 指定管理者 | 住 所：浜田市旭町本郷 362 番地 6 名 称：社会福祉法人旭福社会 代表者：理事長 大 倉 美知男 |
| 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 83 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町久佐イ 1086 番地 1
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町久佐イ 1073 番地 10
久佐地区まちづくり振興会
会長 原 田 真 司

議案第 84 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町追原 223 番地 2
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町追原 274 番地
追原郷町内会
会長 小 西 修 二

議案第 85 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町入野イ 679 番地 2
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町入野イ 989 番地 5
越沢町内会
会長 渡 辺 文 夫

議案第 86 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
 - 旧古紙収集ボックス 3基
 - 所在地 浜田市金城町今福 97 番地 2
浜田市金城町今福 281 番地 10
浜田市金城町七条ハ 570 番地 2
 - 設置年度 平成 12 年度
 - 構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 1基当たり 5.19 m²
- 2 物件評価額 276,216 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町今福 1521 番地 5
今福自治振興会
会長 山 岡 昇

議案第 87 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 2基
所在地 浜田市金城町下来原 185 番地
浜田市金城町下来原 1561 番地 1
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 1基当たり 5.19 m²
- 2 物件評価額 184,144 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町下来原 266 番地 3
今田町内会
会長 大 屋 忠 史

議案第 88 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町上来原 456 番地 3
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町上来原 473 番地 2
上来原自治会
会長 岡 本 正 博

議案第 89 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町小国イ 166 番地 3
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町小国イ 442 番地
小国自治振興会
会長 梶 原 和 志

議案第 90 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町波佐イ 279 番地
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町波佐イ 287 番地 4
三栄町内会
会長 幸 田 誠

議案第 91 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町波佐イ 416 番地 1
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町長田イ 18 番地 3
波佐自治会
会長 三 浦 兼 浩

議案第 92 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 1基
所在地 浜田市金城町七条ニ 167 番地 1
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 5.19 m²
- 2 物件評価額 92,072 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町七条イ 989 番地 3
新開町内会
会長 今 谷 光 浩

議案第 93 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
旧古紙収集ボックス 2基
所在地 浜田市金城町下来原 171 番地
設置年度 平成 12 年度
構造等 木造鉄板葺平屋造 建造物 1基当たり 5.19 m²
- 2 物件評価額 184,144 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建造物を地域交流活動や各種行事
で使用する資機材を格納する倉庫または家庭ごみ搬出用
の集積場以外の目的で使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市金城町小国イ 729 番地
深笹上町内会
会長 塚 本 猛

議案第 94 号

工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した旭支所庁舎耐震改修・複合化工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 旭支所庁舎耐震改修・複合化工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 245,300,000 円
- 4 契約の相手方 浜田市旭町丸原 70 番地 1
株式会社川村工務所
代表取締役 山 田 幸 登

議案第 95 号

工事請負契約の変更について

平成 30 年 7 月 3 日議決を経た、平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事(第 331 号) 請負契約について次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | | |
|-------|-----|---------------|
| 契約の金額 | 変更前 | 330,480,000 円 |
| | 変更後 | 287,842,680 円 |

議案第 96 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

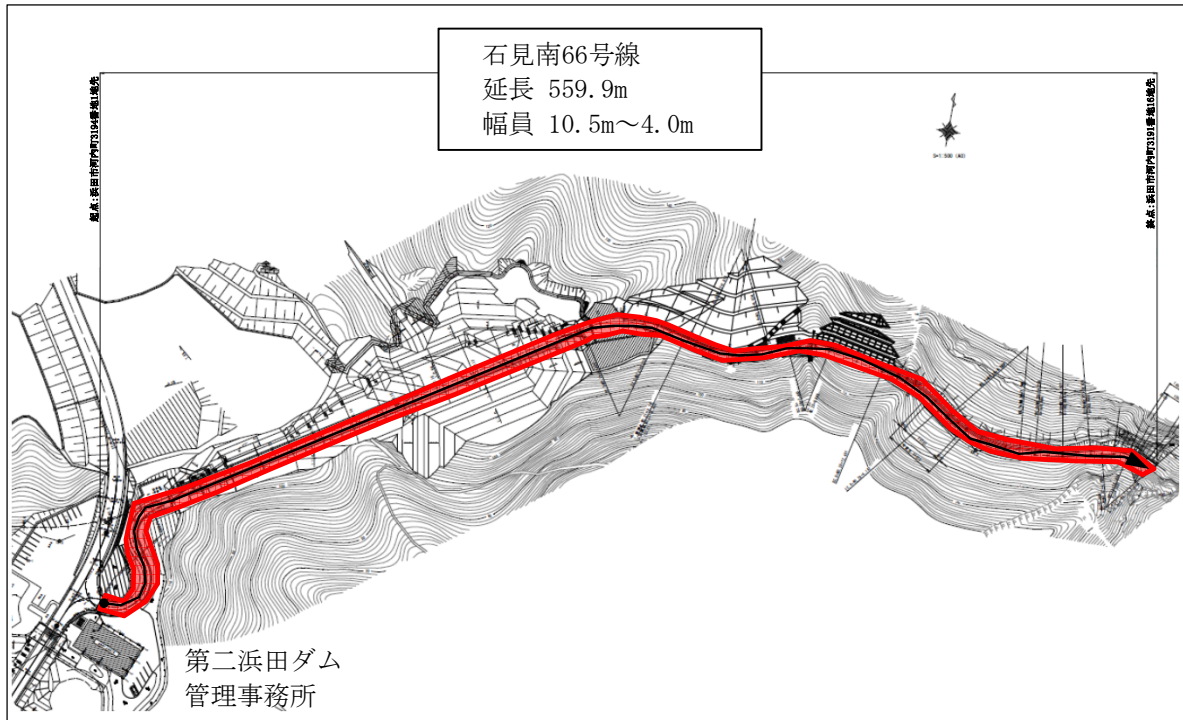
令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 終 点 | 延 長 | 敷 地 の 最大幅員 | 敷 地 の 最小幅員 |
|----------|---------|-------------------------------|---------|---------------|---------------|
| 06-3-066 | 石見南66号線 | 河内町3194番地1地先 河内町3191番地16地先 | 559.9 m | 10.5 m | 4.0 m |
| | | 以下余白 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

認 定



議案第 97 号

美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

総合整備計画書

島根県浜田市金城町 美又辺地
(辺地の人口 242 人、面積 17.6 km²)

1 辺地の現況

(1) 辺地を構成する町

金城町追原、金城町入野

(2) 地域の中心の位置

浜田市金城町追原 225 番地 2

(3) 辺地度点数 132 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

美又辺地は、浜田市金城支所から東北へ約 10 km に位置し、積雪が多く、江津市と接する山と谷が複雑に入り組んだ地形にあることから山裾に 117 世帯が点在する山間部の地域であり、高齢化率は 54.5% と高い状況にある。

当辺地では、集落間をつなぐ道路や主要道路への連絡道路が未整備の箇所があることから、地域住民の生活道路の幅員が狭く、通勤や通学などの日常生活をはじめ、緊急時の車両の通行にも支障をきたしている状況にある。特に積雪時には、地域住民の安全で安心な生活を送る権利が脅かされる状況にあることから、幹線道路の整備が急務となっている。

このため、当辺地における生活道路を確保することで、防災、救急対応の一層の充実を図り、もって地域の活性化及び集落機能の維持を図るため、道路を中心とした公共施設の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(変更前) 平成 27 年度から平成 30 年度まで 4 年間

(変更後) 平成 27 年度から令和 4 年度まで 8 年間

(単位：千円)

| 区 分 | | 事業費 | | 財源内訳 | | 一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額 |
|-----|------|-----|---------|--------|---------|---------------------------|
| 施設名 | 事業主体 | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 道 路 | 浜田市 | 変更前 | 157,174 | 36,750 | 120,424 | 120,300 |
| | | 変更後 | 249,402 | 80,671 | 168,731 | 168,500 |

令和元年度

浜田市一般会計補正予算 (第 4 号)

令和元年度 浜田市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度浜田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,845,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月2日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 | | 5,729,096 | 79,595 | 5,808,691 |
| | 1 国庫負担金 | 3,576,878 | 24,893 | 3,601,771 |
| | 2 国庫補助金 | 2,098,185 | 54,702 | 2,152,887 |
| 16 県支出金 | | 2,620,637 | 7,491 | 2,628,128 |
| | 1 県負担金 | 1,543,837 | △10,333 | 1,533,504 |
| | 2 県補助金 | 944,915 | 17,824 | 962,739 |
| 19 繰入金 | | 2,388,639 | △23,533 | 2,365,106 |
| | 2 基金繰入金 | 2,258,639 | △23,533 | 2,235,106 |
| 21 諸収入 | | 1,335,384 | 3,770 | 1,339,154 |
| | 5 雑収入 | 925,330 | 3,770 | 929,100 |
| 22 市債 | | 3,763,097 | 175,300 | 3,938,397 |
| | 1 市債 | 3,763,097 | 175,300 | 3,938,397 |
| 歳入 | 合計 | 39,602,524 | 242,623 | 39,845,147 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-------------------------|------------|---------|------------|
| 2 総 務 費 | | 5,351,037 | 8,597 | 5,359,634 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 4,690,149 | 10,735 | 4,700,884 |
| | 6 監 査 委 員 費 | 32,298 | △2,138 | 30,160 |
| 3 民 生 費 | | 11,610,017 | 22,673 | 11,632,690 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 6,608,991 | 22,673 | 6,631,664 |
| 4 衛 生 費 | | 3,330,936 | △3,040 | 3,327,896 |
| | 2 清 掃 費 | 1,523,128 | △3,040 | 1,520,088 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 3,943,655 | 224,728 | 4,168,383 |
| | 1 農 業 費 | 1,577,211 | 17,746 | 1,594,957 |
| | 3 水 産 業 費 | 2,160,243 | 206,982 | 2,367,225 |
| 7 商 工 費 | | 931,179 | 5,445 | 936,624 |
| | 1 商 工 費 | 931,179 | 5,445 | 936,624 |
| 8 土 木 費 | | 3,230,458 | △8,967 | 3,221,491 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 658,865 | △30,776 | 628,089 |
| | 2 道 路 橋 梁 費 | 1,492,595 | 42,409 | 1,535,004 |
| | 5 都 市 計 画 費 | 787,850 | △20,600 | 767,250 |
| 10 教 育 費 | | 2,868,841 | △10,661 | 2,858,180 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 953,272 | △6,500 | 946,772 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 625,198 | △4,161 | 621,037 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 525,758 | 3,848 | 529,606 |
| | 2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 482,257 | 3,848 | 486,105 |
| 歳 出 | 合 計 | 39,602,524 | 242,623 | 39,845,147 |

第 2 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------|--------------------|--------------------------------|---------|
| 03 民生費 | 01 社会福祉費 | 浜田市プレミアム付商品券発行事業 (消費税増税対策分) | 43,300 |
| 06 農林水産業費 | 03 水産業費 | 高度衛生管理型荷捌所整備事業 | 177,390 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 橋梁等長寿命化調査点検事業 | 2,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 白砂 1 号線改良事業 | 1,500 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 谷線道路改良事業 | 15,700 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 戸地線改良事業 | 27,400 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 長沢下府線通学路整備事業 | 18,700 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 浜田駅周辺整備事業 | 82,700 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 今福有福線道路改良事業 | 10,600 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 道路ストック災害防除事業 | 48,704 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 浜田駅前広場整備事業 | 72,965 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 今福 20 号線災害防除事業 | 20,900 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 井野 37 号線道路改良事業 | 16,070 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 歩道整備事業 | 5,105 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 橋梁長寿命化改修事業 | 56,624 |
| 08 土木費 | 05 都市計画費 | 城山公園整備事業 | 15,689 |
| 11 災害復旧費 | 02 公共土木施設 災害復旧費 | 31年公共土木施設災害復旧費 | 43,848 |

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------|----------------|---------------|
| 山陰浜田港公設市場整備事業 | 令和 2 年 度 | 千円 281,891 |
| 企業立地奨励事業 | 令和元年度から令和6年度まで | 37,500 |

(変更)

| 事 項 | 補 正 前 限 度 額 | 補 正 後 限 度 額 |
|------------|----------------|----------------|
| 統合型GIS更新事業 | 千円 77,600 | 千円 118,360 |

第 4 表 地方債補正

(変更)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 限 度 額 | 補 正 後 限 度 額 |
|-----------|----------------|----------------|
| 水産施設整備事業 | 千円 775,100 | 千円 931,700 |
| 道路橋梁整備事業 | 770,600 | 800,200 |
| 公園整備事業 | 123,400 | 113,000 |
| 教育施設整備事業 | 298,500 | 294,300 |
| 災害復旧事業 | 193,800 | 197,500 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 | 5,729,096 | 79,595 | 5,808,691 |
| 16 県支出金 | 2,620,637 | 7,491 | 2,628,128 |
| 19 繰入金 | 2,388,639 | △23,533 | 2,365,106 |
| 21 諸収入 | 1,335,384 | 3,770 | 1,339,154 |
| 22 市債 | 3,763,097 | 175,300 | 3,938,397 |
| 歳入合計 | 39,602,524 | 242,623 | 39,845,147 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|------------|---------|------------|-----------------|---------|---------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2総 務 費 | 5,351,037 | 8,597 | 5,359,634 | | | △1,134 | 9,731 |
| 3民 生 費 | 11,610,017 | 22,673 | 11,632,690 | 35,033 | | 2,000 | △14,360 |
| 4衛 生 費 | 3,330,936 | △3,040 | 3,327,896 | | | | △3,040 |
| 6農 林 水 産 業 費 | 3,943,655 | 224,728 | 4,168,383 | 67,626 | 156,600 | | 502 |
| 7商 工 費 | 931,179 | 5,445 | 936,624 | | | | 5,445 |
| 8土 木 費 | 3,230,458 | △8,967 | 3,221,491 | △17,672 | 19,200 | | △10,495 |
| 10教 育 費 | 2,868,841 | △10,661 | 2,858,180 | △35 | 10,000 | △20,607 | △19 |
| 11災 害 復 旧 費 | 525,758 | 3,848 | 529,606 | 2,134 | 3,700 | | △1,986 |
| 歳 出 合 計 | 39,602,524 | 242,623 | 39,845,147 | 87,086 | 189,500 | △19,741 | △14,222 |

2 歳 入

15 国庫支出金 (1 国庫負担金)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| 項 | | | |
| 目 | | | |
| 15 国庫支出金 | 5,729,096 | 79,595 | 5,808,691 |
| 1 国庫負担金 | 3,576,878 | 24,893 | 3,601,771 |
| 1 民生費国庫負担金 | 3,251,679 | 22,759 | 3,274,438 |
| 4 災害復旧費国庫負担金 | 260,583 | 2,134 | 262,717 |
| 2 国庫補助金 | 2,098,185 | 54,702 | 2,152,887 |
| 1 総務費国庫補助金 | 38,585 | △35 | 38,550 |
| 2 民生費国庫補助金 | 362,616 | 597 | 363,213 |
| 4 農林水産業費国庫補助金 | 1,220,300 | 50,100 | 1,270,400 |
| 5 土木費国庫補助金 | 445,321 | 4,040 | 449,361 |
| 16 県支出金 | 2,620,637 | 7,491 | 2,628,128 |
| 1 県負担金 | 1,543,837 | △10,333 | 1,533,504 |
| 1 民生費県負担金 | 1,404,567 | 11,379 | 1,415,946 |
| 3 土木費県負担金 | 82,462 | △21,712 | 60,750 |
| 2 県補助金 | 944,915 | 17,824 | 962,739 |
| 2 民生費県補助金 | 221,569 | 298 | 221,867 |
| 4 農林水産業費県補助金 | 515,667 | 17,526 | 533,193 |

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|---|----------------|---------|-------------------------------------|
| 区 | 分 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 1 | 社会福祉費負担金 | 22,759 | 障がい児通所給付費 22,759 |
| | | | |
| 1 | 公共土木施設災害復旧費負担金 | 2,134 | 31年公共土木施設災害復旧費 2,134 |
| | | | |
| | | | |
| 1 | 総務管理費補助金 | △35 | 電源立地地域対策交付金 △35 |
| | | | |
| 1 | 社会福祉費補助金 | 597 | 地域生活支援事業費 597 |
| | | | |
| 1 | 水産業費補助金 | 50,100 | 水産流通基盤整備事業費 50,100 |
| | | | |
| 1 | 道路橋梁費補助金 | 14,040 | 社会資本整備総合交付金 14,040 |
| 2 | 都市計画費補助金 | △10,000 | 社会資本整備総合交付金 △10,000 |
| | | | |
| | | | |
| 1 | 社会福祉費負担金 | 11,379 | 障がい児通所給付費 11,379 |
| | | | |
| 1 | 土木管理費負担金 | △21,712 | 国土調査費 △21,712 |
| | | | |
| | | | |
| 1 | 社会福祉費補助金 | 298 | 地域生活支援事業費 298 |
| | | | |
| 1 | 農業費補助金 | 17,526 | 中山間地域等直接支払交付金 665 機構集積協力金 △2,466 |

16 県支出金（2 県補助金）

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|-----------|---------|-----------|
| 項 | | | |
| 目 | | | |
| 19 繰入金 | 2,388,639 | △23,533 | 2,365,106 |
| 2 基金繰入金 | 2,258,639 | △23,533 | 2,235,106 |
| 1 財政調整基金繰入金 | 362,969 | △1,714 | 361,255 |
| 5 まちづくり振興基金繰入金 | 207,216 | △6,500 | 200,716 |
| 6 地域振興基金繰入金 | 265,530 | △15,319 | 250,211 |
| 21 諸収入 | 1,335,384 | 3,770 | 1,339,154 |
| 5 雑入 | 925,330 | 3,770 | 929,100 |
| 2 雑入 | 925,328 | 3,770 | 929,098 |
| 22 市債 | 3,763,097 | 175,300 | 3,938,397 |
| 1 市債 | 3,763,097 | 175,300 | 3,938,397 |
| 4 農林水産業債 | 913,400 | 156,600 | 1,070,000 |
| 6 土木債 | 922,700 | 19,200 | 941,900 |
| 8 教育債 | 298,500 | △4,200 | 294,300 |
| 9 災害復旧債 | 193,800 | 3,700 | 197,500 |

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|----|--------------|---------|---------------|---------|
| 区 | 分 | | | |
| | | | 担い手集積支援金 | 4,338 |
| | | | 農業復旧対策事業費 | 14,989 |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 | 財政調整基金繰入金 | △1,714 | 財政調整基金繰入金 | △1,714 |
| | | | | |
| 1 | まちづくり振興基金繰入金 | △6,500 | まちづくり振興基金繰入金 | △6,500 |
| | | | | |
| 1 | 地域振興基金繰入金 | △15,319 | 地域振興基金繰入金 | △15,319 |
| | | | | |
| | | | | |
| 7 | 総務費雑入 | △5,000 | コミュニティ助成事業費 | △5,000 |
| 8 | 民生費雑入 | 2,000 | 保険者機能強化推進交付金 | 2,000 |
| 11 | 農林水産業費雑入 | 6,770 | 農林雑入 | 6,770 |
| | | | | |
| | | | | |
| 3 | 水産業債 | 156,600 | 漁港施設整備事業費 | 25,000 |
| | | | 地場産業振興施設整備事業費 | 131,600 |
| | | | | |
| 1 | 道路橋梁債 | 29,600 | 道路橋梁整備事業費 | 29,600 |
| 3 | 都市計画債 | △10,400 | 公園整備事業費 | △10,400 |
| | | | | |
| 3 | 社会教育債 | 10,000 | 社会教育施設改修事業費 | 10,000 |
| 4 | 保健体育債 | △14,200 | 社会体育施設整備事業費 | △14,200 |
| | | | | |

22 市 債 (1 市 債)

| 款 | | | |
|---------|------------|---------|------------|
| 項 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
| 目 | | | |
| | | | |
| 歳 入 合 計 | 39,602,524 | 242,623 | 39,845,147 |

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|---|-------------|-------|---------------------|
| 区 | 分 | | |
| 2 | 公共土木施設災害復旧債 | 3,700 | 現年公共土木施設災害復旧費 3,700 |
| | | | |

3 歳 出

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------------|-------|--------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2 総 務 費 | 5,351,037 | 8,597 | 5,359,634 | | | △1,134 | 9,731 |
| 1 総務管理費 | 4,690,149 | 10,735 | 4,700,884 | | | △1,134 | 11,869 |
| 2 人事管理費 | 106,518 | 14,340 | 120,858 | | | | 14,340 |
| 6 財産管理費 | 725,618 | △1,212 | 724,406 | | | △1,212 | |
| 7 企画費 | 1,844,004 | △7,471 | 1,836,533 | | | △5,000 | △2,471 |
| 17 諸 費 | 285,444 | 5,078 | 290,522 | | | 5,078 | |

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|---------------|--|--------|---------------------------------|------------------|
| 区分 | | | | |
| | | | | |
| 1 報酬 | | 19,988 | 1 産休・育休等代替職員費 | 14,340 |
| 4 共済費 | | 1,673 | | |
| 7 賃金 | | △7,321 | | |
| 18 備品購入費 | | △1,212 | 1 庁舎等維持管理費 | △1,212 |
| 19 負担金補助及び交付金 | | △7,471 | 1 浜田地区広域行政組合負担金 2 コミュニティ助成事業 | △2,471 △5,000 |
| 23 償還金利子及び割引料 | | 5,078 | 1 国県補助金等精算返還金 | 5,078 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|--------|--------|--------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 6 監査委員費 | 32,298 | △2,138 | 30,160 | | | | △2,138 |
| 1 監査委員費 | 32,298 | △2,138 | 30,160 | | | | △2,138 |

2 総務費（6 監査委員費）

（単位：千円）

| 節 | | 金額 | 説明 |
|---|-----|--------|----------------------|
| 区 | 分 | | |
| | | | |
| 1 | 報酬 | △1,844 | 1 監査委員事務局費 △2,138 |
| 4 | 共済費 | △294 | |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------|------------|---------|------------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 3 民 生 費 | 11,610,017 | 22,673 | 11,632,690 | 35,033 | | 2,000 | △14,360 |
| 1 社会福祉費 | 6,608,991 | 22,673 | 6,631,664 | 35,033 | | 2,000 | △14,360 |
| 3 障がい者福祉費 | 1,997,478 | 46,797 | 2,044,275 | 35,033 | | | 11,764 |
| 4 老人福祉費 | 1,889,266 | △24,124 | 1,865,142 | | | 2,000 | △26,124 |

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

| 節 | | 金額 | 説明 |
|---------------|---------|---------------------------|----|
| 区分 | | | |
| | | | |
| 12 役務費 | 84 | 1 地域生活支援事業 1,195 | |
| 13 委託料 | 1,195 | 2 障がい児通所給付事業 45,602 | |
| 20 扶助費 | 45,518 | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | △24,124 | 1 浜田地区広域行政組合負担金 △26,124 | |
| | | 2 介護予防教室開設準備経費等支援事業 2,000 | |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 4 衛 生 費 | 3,330,936 | △3,040 | 3,327,896 | | | | △3,040 |
| 2 清 掃 費 | 1,523,128 | △3,040 | 1,520,088 | | | | △3,040 |
| 2 塵芥処理費 | 1,288,783 | △3,040 | 1,285,743 | | | | △3,040 |

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

| 節 | | 説明 |
|---------------|--------|------------------------|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | △3,040 | 1 浜田地区広域行政組合負担金 △3,040 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------|-----------|---------|-----------|-----------------|---------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 6 農林水産業費 | 3,943,655 | 224,728 | 4,168,383 | 67,626 | 156,600 | | 502 |
| 1 農 業 費 | 1,577,211 | 17,746 | 1,594,957 | 17,526 | | | 220 |
| 2 農業総務費 | 238,183 | 20,823 | 259,006 | 14,989 | | | 5,834 |
| 3 農業振興費 | 594,811 | △3,077 | 591,734 | 2,537 | | | △5,614 |

6 農林水産業費 (1 農 業 費)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|---------------|--------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| | | |
| | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | 20,823 | 1 農業総務事務費 20,823 |
| 19 負担金補助及び交付金 | △3,077 | 1 中山間地域等直接支払事業 888 2 ふるさと農業研修生育成事業 △5,837 3 農地中間管理事業 1,872 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------|-----------|---------|-----------|-----------------|---------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 3 水産業費 | 2,160,243 | 206,982 | 2,367,225 | 50,100 | 156,600 | | 282 |
| 2 水産業振興費 | 1,920,968 | 206,982 | 2,127,950 | 50,100 | 156,600 | | 282 |

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|-------|---------|--|
| 区 | 分 | | |
| | | | |
| 12 | 役務費 | 140 | 1 高度衛生管理型荷捌所整備事業 75,150 2 山陰浜田港公設市場整備事業 131,832 |
| 13 | 委託料 | 4,526 | |
| 15 | 工事請負費 | 202,316 | |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------|---------|-------|---------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 7 商 工 費 | 931,179 | 5,445 | 936,624 | | | | 5,445 |
| 1 商 工 費 | 931,179 | 5,445 | 936,624 | | | | 5,445 |
| 2 商工業振興費 | 294,678 | 5,445 | 300,123 | | | | 5,445 |

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|---------------|-------|------------------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| | | |
| | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | 5,445 | 1 萩・石見空港利用促進対策事業 5,445 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------------|--------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 8 土 木 費 | 3,230,458 | △8,967 | 3,221,491 | △17,672 | 19,200 | | △10,495 |
| 1 土木管理費 | 658,865 | △30,776 | 628,089 | △21,712 | | | △9,064 |
| 1 土木総務費 | 584,394 | △30,776 | 553,618 | △21,712 | | | △9,064 |

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|--------|---------|------------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| | | |
| | | |
| 8 報償費 | △800 | 1 地籍調査事業 △30,776 |
| 11 需用費 | △799 | |
| 13 委託料 | △29,177 | |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|-----------------|--------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2 道路橋梁費 | 1,492,595 | 42,409 | 1,535,004 | 14,040 | 29,600 | | △1,231 |
| 1 道路橋梁総務費 | 47,520 | △2,219 | 45,301 | | | | △2,219 |
| 2 道路維持費 | 239,821 | △3,080 | 236,741 | △2,053 | △1,000 | | △27 |
| 3 道路新設改良費 | 1,085,758 | 47,708 | 1,133,466 | 16,093 | 30,600 | | 1,015 |

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説 明 |
|----------|--|--------|--|
| 区 分 | | | |
| | | | |
| 1 報酬 | | △1,915 | 1 道路橋梁総務事務費 △2,219 |
| 4 共済費 | | △304 | |
| 18 備品購入費 | | △3,080 | 1 除雪車等整備事業 △3,080 |
| 11 需用費 | | 1,286 | 1 道路ストック災害防除事業 3,948 2 浜田駅前広場整備事業 15,950 3 今福20号線災害防除事業 27,810 |
| 13 委託料 | | 3,492 | |
| 15 工事請負費 | | 42,950 | |
| 27 公課費 | | △20 | |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|---------|---------|---------|-----------------|---------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 5 都市計画費 | 787,850 | △20,600 | 767,250 | △10,000 | △10,400 | | △200 |
| 3 公園費 | 276,220 | △20,600 | 255,620 | △10,000 | △10,400 | | △200 |

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------|---------|--------------------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 11 需用費 | △600 | 1 公園施設長寿命化対策支援事業 △20,600 |
| 15 工事請負費 | △20,000 | |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------|-----------|---------|-----------|-----------------|--------|---------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 10 教 育 費 | 2,868,841 | △10,661 | 2,858,180 | △35 | 10,000 | △20,607 | △19 |
| 5 社会教育費 | 953,272 | △6,500 | 946,772 | △9,981 | 10,000 | △6,500 | △19 |
| 2 公民館費 | 291,935 | 0 | 291,935 | △9,981 | 10,000 | | △19 |
| 6 文 化 費 | 195,164 | △6,500 | 188,664 | | | △6,500 | |

10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

| 節 | | 説明 |
|---------------|--------|-----------------|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | △6,500 | 1 文化振興事業 △6,500 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------|---------|--------|---------|-----------------|-------|---------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 6 保健体育費 | 625,198 | △4,161 | 621,037 | 9,946 | | △14,107 | |
| 4 運動施設管理費 | 319,836 | △4,161 | 315,675 | 9,946 | | △14,107 | |

10 教 育 費 (6 保健体育費)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------|--------|-------------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 15 工事請負費 | △4,161 | 1 運動施設改修事業 △4,161 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------------|---------|-------|---------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 11 災害復旧費 | 525,758 | 3,848 | 529,606 | 2,134 | 3,700 | | △1,986 |
| 2 公共土木施設 災害復旧費 | 482,257 | 3,848 | 486,105 | 2,134 | 3,700 | | △1,986 |
| 1 道路橋梁災害 復旧費 | 482,257 | 3,848 | 486,105 | 2,134 | 3,700 | | △1,986 |

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|-------|-------|-------------------------|
| 区 | 分 | | |
| | | | |
| 11 | 需用費 | 648 | 1 3 1年公共土木施設災害復旧費 3,848 |
| 13 | 委託料 | 0 | |
| 15 | 工事請負費 | 3,200 | |

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

| 区 分 | | 職 員 数 | 給 与 費 | | | | | | | 共 済 費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------|-------|---------|--------|----------------------|------------|--------------|----------------|---------|---------|-----------|-------------------------|
| | | | 報 酬 | 給 料 | 期 末 手 当 年 間 支 給 率 | 地 域 手 当 | 寒 冷 地 手 当 | そ の 他 の 手 当 | 計 | | | |
| | | (人) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | |
| 補 正 後 | 長 等 | 7 | 22,892 | 26,400 | 8,097 3.20月分 | | | 7,562 | 64,951 | 10,377 | 75,328 | 退職手当組 合負担金及 び通勤手当 |
| | 議 員 | 24 | 102,365 | | 31,391 3.20月分 | | | | 133,756 | 37,196 | 170,952 | |
| | そ の 他 | 3,291 | 658,568 | | | | | 27,383 | 685,951 | 75,827 | 761,778 | 時間外及び 管理職員特 別勤務手当 |
| | 計 | 3,322 | 783,825 | 26,400 | 39,488 | | | 34,945 | 884,658 | 123,400 | 1,008,058 | |
| 補 正 前 | 長 等 | 7 | 22,892 | 26,400 | 8,097 3.20月分 | | | 7,562 | 64,951 | 10,377 | 75,328 | 退職手当組 合負担金及 び通勤手当 |
| | 議 員 | 24 | 102,365 | | 31,391 3.20月分 | | | | 133,756 | 37,196 | 170,952 | |
| | そ の 他 | 3,283 | 642,339 | | | | | 27,383 | 669,722 | 73,488 | 743,210 | 時間外及び 管理職員特 別勤務手当 |
| | 計 | 3,314 | 767,596 | 26,400 | 39,488 | | | 34,945 | 868,429 | 121,061 | 989,490 | |
| 比 較 | 長 等 | | | | | | | | | | | |
| | 議 員 | | | | | | | | | | | |
| | そ の 他 | 8 | 16,229 | | | | | | 16,229 | 2,339 | 18,568 | |
| | 計 | 8 | 16,229 | | | | | | 16,229 | 2,339 | 18,568 | |

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出見込額 | | 当該年度 支出見込額 | 明年度以降の支出予定額 | | 左の財源内訳 | |
|---------------------------|-----------------|--------------|---------------|-----------------|-------------|-----------------|---------------|-----------------|
| | | 期 間 | 金 額 | | 期 間 | 金 額 | 特定財源 | 一般財源 |
| [既決分] | 千円 6,270,737 | | 千円 966,277 | 千円 2,859,854 | | 千円 2,444,606 | 千円 218,724 | 千円 2,225,882 |
| 統 合 型 G I S 更 新 事 業 | 40,760 | 令和2年度から | | | 令和2年度まで | 40,760 | | 40,760 |
| 山 陰 浜 田 港 公 設 市 場 整 備 事 業 | 281,891 | 令和2年度から | | | 令和2年度まで | 281,891 | | 281,891 |
| 企 業 立 地 奨 励 事 業 | 37,500 | 令和元年度から | | | 令和6年度まで | 37,500 | | 37,500 |
| 計 | 6,630,888 | | 966,277 | 2,859,854 | | 2,804,757 | 218,724 | 2,586,033 |

地方債に関する調書

| 区 分 | | 前 年 度 末 現在高見込額 | 当該年度中増減見込額 | | 当 該 年 度 末 現在高見込額 |
|---------------|-----------|-------------------|---------------|---------------|---------------------|
| | | | 起 債 見 込 額 | 償 還 見 込 額 | |
| 災 害 復 旧 事 業 債 | 補 正 前 の 額 | 千円 2,041,983 | 千円 193,800 | 千円 152,851 | 千円 2,082,932 |
| | 補 正 額 | | 3,700 | | 3,700 |
| | 補 正 後 の 額 | 2,041,983 | 197,500 | 152,851 | 2,086,632 |
| 一 般 単 独 事 業 債 | 補 正 前 の 額 | 18,736,065 | 1,228,300 | 1,966,250 | 17,998,115 |
| | 補 正 額 | | 20,200 | | 20,200 |
| | 補 正 後 の 額 | 18,736,065 | 1,248,500 | 1,966,250 | 18,018,315 |
| 過 疎 対 策 事 業 債 | 補 正 前 の 額 | 15,587,606 | 1,527,200 | 1,823,169 | 15,291,637 |
| | 補 正 額 | | 151,400 | | 151,400 |
| | 補 正 後 の 額 | 15,587,606 | 1,678,600 | 1,823,169 | 15,443,037 |
| 計 | 補 正 前 の 額 | 54,189,729 | 3,763,097 | 5,815,699 | 52,137,127 |
| | 補 正 額 | | 175,300 | | 175,300 |
| | 補 正 後 の 額 | 54,189,729 | 3,938,397 | 5,815,699 | 52,312,427 |

令和元年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,615,247 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|-----------|--------|-----------|
| 8 繰越金 | | 1 | 45,582 | 45,583 |
| | 1 繰越金 | 1 | 45,582 | 45,583 |
| 9 諸収入 | | 6,217 | 13,007 | 19,224 |
| | 3 雑入 | 3,053 | 13,007 | 16,060 |
| 歳入合計 | | 6,556,658 | 58,589 | 6,615,247 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 6 基金積立金 | | 502 | 43,452 | 43,954 |
| | 1 基金積立金 | 502 | 43,452 | 43,954 |
| 8 諸支出金 | | 103,327 | 15,137 | 118,464 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 4,581 | 15,137 | 19,718 |
| 歳出合計 | | 6,556,658 | 58,589 | 6,615,247 |

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 8 繰越金 | 1 | 45,582 | 45,583 |
| 9 諸収入 | 6,217 | 13,007 | 19,224 |
| 歳入合計 | 6,556,658 | 58,589 | 6,615,247 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------------|-------|--------|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 6基金積立金 | 502 | 43,452 | 43,954 | | | | 43,452 |
| 8諸支出金 | 103,327 | 15,137 | 118,464 | | | 13,007 | 2,130 |
| 歳 出 合 計 | 6,556,658 | 58,589 | 6,615,247 | 0 | 0 | 13,007 | 45,582 |

2 歳 入

8 繰越金（1 繰越金）

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|--------|-----------|
| 項 | | | |
| 目 | | | |
| 8 繰越金 | 1 | 45,582 | 45,583 |
| 1 繰越金 | 1 | 45,582 | 45,583 |
| 1 その他繰越金 | 1 | 45,582 | 45,583 |
| 9 諸収入 | 6,217 | 13,007 | 19,224 |
| 3 雑入 | 3,053 | 13,007 | 16,060 |
| 5 雑入 | 1 | 13,007 | 13,008 |
| 歳入合計 | 6,556,658 | 58,589 | 6,615,247 |

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|---|--------|--------|----------------|
| 区 | 分 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 1 | その他繰越金 | 45,582 | その他繰越金 45,582 |
| | | | |
| | | | |
| 1 | 雑入 | 13,007 | 診療報酬返還金 13,007 |
| | | | |
| | | | |

3 歳 出

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------|-------|--------|--------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 6 基金積立金 | 502 | 43,452 | 43,954 | | | | 43,452 |
| 1 基金積立金 | 502 | 43,452 | 43,954 | | | | 43,452 |
| 1 財政調整基金積立金 | 502 | 43,452 | 43,954 | | | | 43,452 |

6 基金積立金 (1 基金積立金)

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|-----|--------|--------------------|
| 区 | 分 | | |
| | | | |
| 25 | 積立金 | 43,452 | 1 財政調整基金積立金 43,452 |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|---------|--------|---------|-----------------|-------|--------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 8 諸支出金 | 103,327 | 15,137 | 118,464 | | | 13,007 | 2,130 |
| 1 償還金及び還付加算金 | 4,581 | 15,137 | 19,718 | | | 13,007 | 2,130 |
| 3 償 還 金 | 1 | 15,137 | 15,138 | | | 13,007 | 2,130 |

8 諸支出金 (1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|---------------|--------|----------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| | | |
| | | |
| 23 償還金利子及び割引料 | 15,137 | 1 償 還 金 15,137 |

同意第 7 号

浜田市農業委員会委員の任命について

浜田市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|------|---------|
| 住 所 | (省略) |
| 職 業 | 農業 |
| 氏 名 | 清 水 康 彦 |
| 生年月日 | (省略) |

(参 考)

前任者 廣 瀬 康 友 (令和元年 9 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項

同意第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 12 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

| | |
|------|-------|
| 住 所 | (省略) |
| 職 業 | 無職 |
| 氏 名 | 桑 原 徹 |
| 生年月日 | (省略) |

(参 考)

前任者 桑 原 徹 (令和 2 年 6 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条